

## 浜松市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 市長は、高効率で高収益なスマート農業の普及を目指し、農業者の所得向上や農業算出額の向上を図るとともに、農業による新しい地域産業を創出し、「もうかる農業」を実現させるための先進的栽培技術設備等の導入に対して、浜松市スマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業 ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のことをいう。
- (2) 先進的栽培技術設備 技術革新により実用化された栽培・品質管理の高度化などの先進的な栽培技術をいう。
- (3) 補助事業 この要綱により補助金を交付する、別表第1に定める事業をいう。
- (4) 補助事業者 この要綱により補助金の交付を受けて補助事業を行う者をいう。
- (5) 認定農業者 市内の農地を所有又は耕作する者で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画を本市が認定した者をいう。
- (6) 補助事業対象地 この要綱により先進的栽培技術設備等を設置又は実施する用地をいう。
- (7) 補助事業受益地 補助事業対象地又は導入する農業機械や備品等を活用することにより、栽培・品質管理等の高度化などが行われる用地をいう。
- (8) 取得財産等 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のことをいう。

#### (事業期間)

第3条 補助事業の期間は、単年度とする。

#### (補助対象経費)

第4条 本事業における補助金の交付の対象となる経費その他については、別表第1に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 補助事業と同一の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある事業
- (4) 過去に浜松市スマート農業推進事業費補助金の交付を受けた者が実施する事業

（補助事業者の範囲等）

第5条 本事業における補助を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市税を滞納していないものとする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定農業者3人以上で構成された農業者団体

2 前項第2号に規定する農業者団体は、次の要件を備えること。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 構成メンバーにおいて、全員が認定農業者であること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件。

（交付申請）

第6条 別表第1に定める補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める時期までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業・変更事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支・変更収支予算書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (6) 補助金の交付を受けようとする者の概要が分かる書類（直近2期分の決算書又は確定申告書を含む。）
- (7) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の交付を受けようとする者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る。）
- (8) 見積書及びカタログ又は設置図面等の事業概要が分かる書類
- (9) 補助事業の実施場所が固定される場合は、その場所が確認できる位置図
- (10) 補助事業の実施場所が固定される場合において、その場所の土地所有者が補助事業者又は補助事業者の世帯構成員と異なる場合は、土地所有者の承諾書及び補助事業の実施場所の賃借等が証明できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の着手)

第7条 補助事業の実施については、第8条第1項に基づく補助金の交付の決定後に着手するものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、第6条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、申請書を提出した者から計画の聴取又は現地調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の審査を行う場合において、外部の有識者の意見を聴取することができる。その運用については市長が別に定める。

4 市長は、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに、補助金不交付決定通知書(第7号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条に定める補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象経費の配分変更(対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

(3) 補助対象事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度若しくは補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。

(4) 補助事業に基づく研究成果の事業化の状況、売上げ等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に沿わない場合に限り、その交付した補助金の全部又は

一部に相当する金額を市に納付すること。

(8) 取得財産等の取扱いについて、事業終了後も規則およびこの要綱の規定を遵守すること。

(変更の承認申請)

第10条 補助事業者は、前条第1号ア、イの規定に基づく補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認兼変更交付申請書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業・変更事業計画書(第2号様式)

(2) 収支・変更収支予算書(第3号様式)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、補助金変更交付決定通知書(第9号様式) 交付決定金額に変更は生じないが、事業内容に変更が生じたときは、補助金変更承認通知書(第10号様式)を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき、その翌日から起算して14日以内又は事業開始日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第11号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定及び通知)

第12条 市長は、前条による事業実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第12号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、補助事業者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、市長に対して請求書(第13号様式)を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、別表第1に定める補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交

付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当する場合
  - (2) 補助金の申請又は補助事業において、不正、虚偽、事業要綱の目的に反する行為、その他不適正な行いがあった場合
  - (3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた場合
  - (4) 前各号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合
- 2 前項により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、補助金返還命令書（第14号様式）による。

（財産の管理及び処分の制限）

- 第15条 この要綱による補助金の交付を受けた事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 この要綱において、規則第19条の「市長が定める期間」とは、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間とする。
- 3 この要綱において、規則第19条第2号で「市長が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加額が500千円以上のものとする。
- 4 規則第19条に定める場合のほか、補助金の交付を受けた事業者は前項の取得財産等の使用を第2項に規定する期間内に中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、規則第19条の規定により、補助金の交付を受けた事業者が取得財産等を処分したときは、当該取得財産等に対し交付された補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。
- 6 市長は、補助金の交付を受けた事業者が第4項の規定に反して取得財産等の使用を中止したとき又は規則第19条の規定に反して取得財産等を処分したときは、規則第17条第1項第2号及び第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 7 前項の規定による返還命令書の通知は、補助金返還命令書（第14号様式）による。

8 第5項による納付額及び第6項による補助金返還額の算定については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	備考
高度な環境制御による栽培施設システムの導入補助	<p>野菜や花き等の周年・計画生産を行う、高度な環境制御が可能な太陽光利用型植物工場に近い栽培形態にするために必要な統合環境制御装置及び養液栽培システム等の導入設置費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合環境制御装置及び養液栽培システムの導入設置費用</li> <li>・ 閉鎖型苗生産システムの導入設置費用</li> </ul>	<p>2 分の 1 以内</p> <p>補助金額 600 万円を上限とする。</p>	<p>以下の条件 1 を満たすこと。なお、導入内容に栽培システム設備が含まれる場合は、2 の条件も満たすこと。</p> <p>1 既存の太陽光利用型の温室・ハウスにて、養液栽培又は養液土耕栽培をすること又はしていること。</p> <p>2 1 の温室・ハウス内にて、環境測定値を基に、複数の環境制御機器を ICT 等により自動で総合的に制御すること。ただし、閉鎖型苗生産システムを導入する場合は、この限りでない。</p>
環境測定装置の導入補助	<p>生産に必要な測定値をパソコン又はスマートフォンで確認できるシステムの導入設置費用</p>	<p>2 分の 1 以内</p> <p>補助金額 600 万円を上限とする。</p>	<p>パソコン及びスマートフォンは補助対象から除く</p>
ロボット技術を活用した機械の導入補助	<p>自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、自動判別装置が組込まれた収穫機・選果機等の導入設置費用</p>	<p>2 分の 1 以内</p> <p>補助金額 600 万円を上限とする。</p>	<p>機械は AI・IoT 機能が含まれていること。または、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されたもの。</p>
検証提案型技術の導入補助	<p>本市の検証により、農業経営に資すると認められた技術に必要な機械・設備等の導入設置費用</p>	<p>2 分の 1 以内</p> <p>補助金額 600 万円を上限とする。</p>	<p>以下の 1 及び 2 の条件を満たすもの。</p> <p>1 浜松市の検証により、農業経営に資すると認められた技術</p> <p>2 上記 1 で認められてから、5 年以内の技術</p>

<p>国県等で開発又は検証している技術の導入補助</p>	<p>国及び農林水産省が所管する国立研究開発法人、大学等研究機関並びに都道府県が開発又は検証がなされている技術であって、栽培に必要な機械・設備等の導入設置費用</p>	<p>2分の1以内 補助金額 600万円を 上限とする。</p>	<p>国県等が開発してから10年以内の技術、又は、国県等以外が開発し、国県等が検証してから5年以内の技術で、以下の条件の1又は2を満たすもの。 1 国の「農業新技術」「最新農業技術・品種」「農林水産研究基本計画」に選定されている技術。 2 スマート農業、精密農業、AIのいずれかの分野に該当する技術、又は、技術次世代施設園芸事業、先端技術展開事業等、別に掲げる国が実施する事業に採択されている技術</p>
<p>その他の先進栽培技術等の導入補助</p>	<p>その他市長が認めたもの</p>	<p>2分の1以内 補助金額 600万円を 上限とする。</p>	<p>先進性が認められるものであること。</p>

補助金に該当しないものとしては、リース料、通信料、講習費、メンテナンス費、保険料等とする。

装置及び設備の設置に伴う工事費は対象とする。

補助金額は補助事業の種類ごとに、事業費に本表の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と補助金額の上限額のいずれか低い方を限度とする。

補助事業者は消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額をいう。）を事業費から減額して、補助金額を算定するものとする。